

# 学校法人文理学園公益通報に関する規程

平成27年3月24日  
制定

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人文理学園（以下「学園」という。）が公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及びその他関係法に基づき、教職員等からの法令違反等に関する相談又は通報処理の仕組みを整備し、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制を図り、学園の健全な経営と教育研究体制の維持発展に資することを目的とする。

## (公益通報の定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、学園（役員若しくは教職員等）について、法第2条第3項に定める通報対象事実又は学園の寄附行為について、犯罪及び違反行為が生じ又は生じようとしている旨を第3条の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的ではなく、学園の通報窓口に通報することをいう。

2 以下の各号に関する公益通報については、当該規程を優先するものとする。ただし、本規程に基づく通報を妨げない。

- (1) 学校法人文理学園個人情報保護規程
- (2) 日本文理大学ハラスメント防止等に関する規程
- (3) 日本文理大学公的研究費に関する不正行為及び不正使用防止規程

## (公益通報者)

第3条 公益通報者とは、労働基準法第9条に定められた以下に掲げる労働者であって、公益通報を行ったものをいう。

- (1) 本学園と雇用関係にある教員及び職員（非常勤講師、嘱託、アルバイト等を含む。以下「教職員」という。）
- (2) 学園及び学園の設置する学校の指揮命令下に従事する派遣労働者
- (3) 学園との請負契約及びその他の契約により、業務に従事する労働者

## (窓口)

第4条 違反行為に関する通報及び相談の窓口は、法人本部総務部（以下「公益通報担当」という。）とする。

## (公益通報等の方法)

第5条 公益通報は、書面（電子メール、FAXを含む。）、電話又は面談により行うことができる。

2 原則として、公益通報は、実名で行うことを要する。ただし、通報窓口は、匿名であることを理由としてその受け付けを拒んではならない。

## (禁止事項)

第6条 通報者は、虚偽の通報や不正の利益を得る目的、学園または第三者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。そのような通報を行った者に対し、就業規則に従って処分を課すことができる。

## (調査及び報告等)

第7条 公益通報担当は、公益通報者から法令違反行為についての通報があった場合、その旨及び内容を理事長に報告するとともに、速やかに通報事実について調査しなければならない。

2 調査対象所属等の教職員は、前項による公益通報担当からの調査に関する協力要請があった場合は、正当な理由がある場合を除きこれに応じなければならない。

3 理事長は、調査する内容によって関連する教職員を含めた調査委員会を設置することができる。

4 公益通報担当は、調査の結果について速やかに理事長に報告しなければならない。

## (遵守事項)

第8条 公益通報に関する職務を遂行する者は、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 公益通報者及び第三者の権利または正当な利益を侵害してはならない。
- (2) 公益通報者を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き秘密を保持しなければならない。

(3) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩してはならない。

- 2 調査担当者は、その職を離れた場合であっても前項を遵守しなければならない。また、正当な理由なく個人情報を漏洩した者に対し、就業規則に従って処分を課することができる。
- 3 利益相反となる本人が関係する通報事案に関与してはならない。
- 4 前項により理事長が関与できない場合には、学園事務局長が第4条及び第5条に定める通報受付と調査を行い、その結果を理事会に報告し、理事会は、第8条第1項及び第3項に定める措置を講じ、処分を決定するとともに、同条第5項に定める報告を行うものとする。

(是正措置等)

第9条 理事長は、通報対象事実が明らかとなった場合は、直ちに是正措置及び再発防止に必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項について、理事長は、理事会に対して当該調査の結果及び是正措置等を報告しなければならない。
- 3 理事会は、前項の報告を受け、寄附行為及び就業規則等に従って関係者に対する処分を決定する。
- 4 理事会は、前項の処分を理事長に委任することができる。
- 5 理事長は、通報事実の是正措置等を通報者に報告するとともに、必要に応じて、行政機関等に報告しなければならない。

(公益通報者の保護)

第10条 学園は、公益通報者及び調査協力者に対して公益通報者保護法その他関係法令を遵守し、公益通報を理由に解雇、減給等本人が不利益な取扱いを被ることがないように、必要な措置を講ずるとともに、職場環境の保全に努めるものとする。

- 2 通報者及び調査協力者に対して不利益な扱い等を行った者(通報者の上司、同僚を含む)に、就業規則等に従って、処分を課することができる。

(事後確認)

第11条 理事長は、公益通報の処理が終了した後、公益通報者及び調査協力者に対する不利益や嫌がらせが行われていないか、是正措置又は再発防止策が十分機能しているかを確認しなければならない。

(所管部署)

第12条 この規程に関する事務所管は、法人本部総務部法人総務担当とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。